特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	介護保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

猪名川町は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

猪名川町長

公表日

令和5年3月31日

T 用油棒机

I 関連情報							
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	介護保険関係事務						
②事務の概要	介護保険法及び猪名川町介護保険条例等の規定に基づき、介護保険被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要介護(支援)認定及び保険給付費等に関する事務を行う。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)において別表第一項第68項の規定により、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。介護保険資格の管理・資格の取得、喪失及び変更等の届出・被保険者証の交付及び再発行等の申請介護保険料の賦課、徴収及び満納管理等・保険料の賦課、徴収及び満納管理等・保険料の賦課、徴収及び満免の申請要介護(支援)認定申請し、保険料滞納者に係る給付制限等介護給付関係・居宅サービス計画作成依頼・負担限度額認定申請及び各種減免認定申請・高額介護(予防)サービス費及び高額医療合算介護サービス費等の支給申請・高額介護(予防)サービス費及び高額医療合算介護サービス費等の支給申請・福祉用具購入費及び住宅改修費等の支給介護保険資格者台帳管理関係・各業務処理統計出力等の管理						
③システムの名称	◎住基システム◎宛名・納付管理システム◎介護保険システム◎収納管理システム◎滞納管理システム◎市間サーバ						
2. 特定個人情報ファイル	·名						
◎住基ファイル◎宛名・納付管理ファイル◎介護保険ファイル◎収納管理ファイル◎滞納管理ファイル							
3. 個人番号の利用							
	当該評価書の評価対象となる事項において、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第5号)(以下、「別表第一省令」という。)又は番号法第9条第2項の規定によります。						

り定める予定の条例により個人情報の利用を行うことができるとされているもの。

・番号法第9条及び別表第一(68)

法令上の根拠

•番号法第50条

・別表第一省令 第32条 第33条 第46条 第47条 ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条 第31項

4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 「実施する」
②法令上の根拠	当該評価書の評価対象となる事項において、番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、「別表第二省令」という。)又は「番号法第19条第14号の規定に 基づき、及び同法を実施するため、同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する 規則(案)」(以下、「特定個人情報保護委員会規則(案)という。)及び番号法第9条第2項の規定により定め る予定の条例により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができるとされているもの。 ・番号法第19条第7号及び別表第二(1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、 93、94、95、117) ・番号法第19条第14号 特定個人情報保護委員会規則(案) 番号法第9条第2項の規定により定める予定の条例 ※今後上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条 第31項
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	生活部 保険課
②所属長の役職名	生活部 保険課長
6. 他の評価実施機関	
_	
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求
請求先	猪名川町 企画総務部企画政策課 666-0292 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑11-1 問い合わせ先電話番号 代表 072-766-0001
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ
連絡先	猪名川町 生活部保険課 〒666-0292 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑11-1 TEL:072-766-0001

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か		1) 1,000 2) 1,000 [1万人以上10万人未満] 3) 1万人 4) 10万.			2) 1,000人以上 ² 3) 1万人以上10	,000人未満(任意実施) 1,000人以上1万人未満 1万人以上10万人未満 10万人以上30万人未満		
	いつ時点の計数か	令和	令和5年3月31日 時点					
2. 取扱者数								
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
	いつ時点の計数か		5年3月31日 時点					
3. 重大事故								
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類									
[基礎	項目評価	i書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書					
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。									
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)									
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない									
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワーク	クシステム						
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
7. 特定個人情報の保管・2	肖去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
8. 監査									
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査 [] 外部監査					
9. 従業者に対する教育・啓	発								
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない					

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①猪名川町 生活部 福祉課 ②福祉課 課長 井ノ上 利昭	①生活部保険課②課長 井上 峯子	事後	
	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	猪名川町 企画総務部総務課	猪名川町 企画総務部企画政策課	事後	
	I 関連情報 7. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ 連絡先	猪名川町役場 生活部住民保険課	猪名川町 生活部保険課	事後	
	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の集計か	平成31年 3月31日	令和2年 3月31日	事後	
	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の集計か	平成31年 3月31日	令和2年 3月31日	事後	
	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法別表第一の主務省市でためる事務をためる命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)(以下、「別表第一省令」という。)又は番号法第9条第2項の規定により定める予定の条例により個	当該評価書の評価対象となる事項において、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)(以下、「別表第一省令」という。)又は番号法第9条第2項の規定により定める予定の条例により個人情報の利用を行うことができるとされているもの。 ・番号法第9条及び別表第一(68) ・番号法第50条 ・別表第一省令 第32条 第33条 第46条 第47条 ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第31項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報	図 国 設計価書の計価対象となる事項において、 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、「別表第二省令」という。)又は「番号法第19条第14号の規定に基づき、及び同法を実施するため、同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(案)という。)及び番号法第9条第2項の規定により定める予定の条例により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができるとされているもの。 ・番号法第19条第7号及び別表第二(1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、93、94、95、117)・番号法第19条第14号特定個人情報保護委員会規則(案)番号法第9条第2項の規定により定める予定の条例	の条例により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができるとされているもの。 ・番号法第19条第7号及び別表第二(1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、93、94、95、117) ・番号法第19条第14号 特定個人情報保護委員会規則(案) 番号法第9条第2項の規定により定める予定	事後	
	I 関連情報 5. 評価実施期間における担 当部署 ②所属長の役職名	②課長 井上 峯子	②課長	事後	